



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	逸脱（排除対象）分析枠組みとしての「レイベリング理論」の整理・再検討：4：H. S.ベッカーによる逸脱概念の認識利得とその矛盾(fulltext)
Author(s)	水津,嘉克
Citation	東京学芸大学紀要. 人文社会科学系. II, 69: 99-107
Issue Date	2018-01-31
URL	http://hdl.handle.net/2309/148756
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

逸脱（排除対象）分析枠組みとしての「レイベリング理論」の 整理・再検討 -4-

—— H. S. ベッカーによる逸脱概念の認識利得とその矛盾 ——

水 津 嘉 克*

地域研究分野

(2017年8月30日受理)

要 旨

筆者は、2012年・2014年・2015年度の本学紀要において、「逸脱（排除対象）分析枠組みとしての『レイベリング理論』の整理再検討」という題目で論文を書いてきた¹⁾。それぞれの論文は、「レイベリング理論」を「日常生活世界」における「排除する—される」という関係性を分析していくうえでの分析枠組みとして論じてきた。本稿はその延長線上に位置づけられるものである。

今回試みるのは2012年の拙稿において論じたようなかたちでの整理検討ではなく、レイベリング理論（と呼ばれているもの）に内在する論理的不整合性に関する議論である。それはレイベリング理論を一種の知識社会学的な視点から再検討することとつながる。さらにいうならばここで論じる諸問題はかなり早い時期から多くの論者によって指摘されていたと同時に、その後レイベリング理論が社会問題の構築主義的な議論へと繋がっていくなかでネックとなり続けた部分とも関連する。したがって、レイベリング理論の枠組みを生産性のあるものとして、社会現象の分析概念として用いていくためには、避けて通ることのできない議論なのである。

ただし本稿においてはH. S. ベッカーの議論を参照することに限定しながら、上記の問題を論じることを試みる²⁾。

キーワード：レイベリング，逸脱研究，排除論

序

レイベリング論をめぐる一つのそして致命的な混乱は、「逸脱」概念自体をめぐるものである。この混乱は、ベッカーの『アウトサイダーズ』（そのなかでも一章・二章）における逸脱の議論の中に典型的な形で生じているということができる³⁾。

しかし、その問題のみていくためにはまず彼の『アウトサイダーズ』における議論を概観しておかなければならない。

1. ベッカーの『アウトサイダーズ』における逸脱概念

そもそも彼は『アウトサイダーズ』（一章）の中で、逸脱概念と社会的反作用が密接な関係にあることをマリノフスキーによるトロブリアント諸島の研究からインスパイアをうけたかたちで説明した。マリノフスキーの報告とは次のようなものであった。マリノフスキーは彼の滞在中に、ある青年が自殺を図ったことを知る。それは、彼が外婚規定を破り、自分の従姉妹と性的関係をもったことを、その娘の恋人から非難された結果起こったことであった。その事件をもとに、さらに精密な調査を行なったマリノフスキーは、外婚規定の違反がただちに非難や排斥へとつながらないこ

* 東京学芸大学 人文科学講座 地域研究分野 (184-8501 小金井市貫井北町4-1-1)

とを発見したのである。

……わたくしはさらにその事件を精密に調査し、具体的報告を集めた結果、外婚制の違反——性的交渉関係と考えられ婚姻ではない——は決してまれな出来事ではなく、世論も明白に偽善的ではあるが、寛大であることを見出した。もし事件が相当の体裁を持って内密に運ばれ、そしてだれも特別に面倒なことを引き起こすことがないならば——「世論」はこれをゴシップとはするが、なんら過酷な刑罰を要求しないのである。これに反して、もし誹謗が勃発すると——すべての者が罪を犯した男女に対して嫌悪の感情をいだき、擯斥や侮辱によって男女のどちらかを駆って自殺にいたらしめることも生じうるのである⁴⁾。

このように、「たとえ氏族相姦を犯しても、公然たる批判が起こらない限りは醜聞に悩まされるだけですんでいるものが、一度非難が起こると自殺にまで追いやられる」という事実から、ベッカーは「ある行為が逸脱行為であるか否かは、他の人々がそれにどの様に反応するかを待たなければならない」という命題を引き出す。すなわち、逸脱とは行為の属性によって確定されるのではなくて、人々の非難—逸脱者というラベルを貼ること—で初めてそれとして認められるのである。これは、逸脱という社会現象が、なんらかの人々(多数者である場合が多い)の反作用がない限り存在し得ないという指摘であるとみることができる。つまり、逸脱とは徹底的に反作用側の問題としてとらえられるのである。

このことを端的に表明したベッカーによるもっとも有名な言明の一つは以下のものであろう。

社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼ることによって、逸脱を生みだすのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とかが「違反者」に適用された結果なのである。逸脱者とは首尾よくこのラベルを貼られた人間のことであり、また、逸脱行動とは人びとによってこのラベルを貼られた行動のことである。

逸脱とは、他の何にもまして、ある人間の行為に対する他者による反応の結果である。だから、逸脱の研究者は、逸脱者というラベルを貼られた人

びとを研究するさい、同質カテゴリーを扱っているのだなどと仮定することはできない。つまり、それらの人びとが実際に逸脱行為をおかすか規則違反をしていると仮定することはできないのである⁵⁾。

[下線は筆者]

ここでベッカーが論じているのは、繰り返しになるが“逸脱(現象)とは、ある人間の行為に対する他者による反応の結果であり”，それ以上でもそれ以下でもないということである。そして、もしそうであれば、逸脱の研究者はその分析の視点を「逸脱者(逸脱というレッテルを貼られた人びと)」ではなく、「一定の行為に対して反応をする側・レイベリングをする側」あるいは「レイベリングをする側と被レイベリング者との相互作用過程」に移すべきである、と主張するのである。

彼のこの言明は、そのレイベリングの過程自体が政治的なものであるという指摘が加わることによってより説得力を増すことになる。

逸脱は、特殊な行動に対する人びとの反応によって、つまりその行動に逸脱というラベルが貼られることによって生みだされることを認識するなら、これに加えて、私たちは、このようなレイベリングによって創出され維持される規則というものが、決して普遍的な承認を得ているものではないという点を銘記しなければならない。それどころか、規則は葛藤と紛糾のもと、つまり政治的過程の一領域なのである⁶⁾。

ベッカーらの議論が当時の公民権運動など時代の影響を強く受けていたことは否定出来ないが、上記の指摘は今の我々にとっても十二分に示唆的である。

社会的規則は特定の社会集団によって生みだされる。規則とは何か、あるいはまた、いかにしてそれを特定の状況に適用したらよいか、これらの点について、現代社会は万人の合意を得るほど単純な組織体ではない。それどころか、社会階級、人種、職業、文化さまざま境界線に沿って高次に分化した社会集団により、現代社会は成立しているのである。これらの集団は同一規則を共有すべきもないし、事実またそうでないのが常である⁷⁾。

水津(2015)で言及したように、多元的現実・世界観を前提としなければいけない後期近代社会におい

て、我々は複数の価値観・世界観のなかに住み込まざるを得ない⁸⁾。J. ヤング流にいうならば、現代社会はつねに互いが互いを監視する「下位文化」の集合体であるということになる。現代社会では「差異は下位文化と結びついたもの」であると同時に「現在の下位文化はグローバル文化の一部であり、それ自体が後期近代における市場主義の産物」なのである⁹⁾。

2. ベッカーの議論による認識利得とは

ベッカーが『アウトサイダーズ』一章で展開した上記のような議論を、命題形式にまとめると下記のようになる。

I：逸脱（現象）を社会的に分析する場合、「ラベル付与」あるいはそれをめぐる相互作用過程をその対象とすること¹⁰⁾。

II：社会的・政治的交渉の産物として逸脱（現象）をみること。

それではこれらの命題を、我々がいま生きる社会の分析枠組みとして用いることによる認識利得とはどのようなものになるのだろうか。それは大きく分けて三つあると考えられる。

一つ目は、それまでの「逸脱論」が抱えていた逸脱カテゴリー自体の曖昧さ、あるいはその適用の曖昧さが理論的に説明可能となる点である。

レイベリング理論以前の逸脱論の議論では、(実証主義的な本質論に依拠しながら) 基本的に逸脱行動の説明要因を行動あるいは行為者の内部に求めていたため、“なぜ時代や社会の違いによって同じ内容の「行動」に対して異なる対応がありえるのか”という基本的な問いに答えることができなかった。

社会学がシカゴ学派以降「道徳的絶対主義」に懐疑的になり、分析の基盤を「単一の道徳的規範」から「社会規範」に変化させ、マートンが問題の本質は「現実の在り方」にあるのではなく、「現実と理想のギャップにあるのだ」としてもこの問いへの明白な解を社会学は持ち得なかったのである¹¹⁾。

例えば、なぜ我々はさまざまなメディアを通じて、一部の人びと（芸能人・各種メディアの記者等々）に必要以上に過激なパニッシュメントを与えるのか（与えることを許されていると考えているのか）？あるいは逆に“一部の人びとは（例えば大物政治家など）は所詮罪に問われないのだ”という一種の常識を我々が共有しているという不可解な事実に対して、レ

イベリング理論以前の「逸脱論」は適切な解をもたらすことができなかった。

しかし、ある「行動」に対して「逸脱カテゴリー」が付与されるか否かは、「行為内容」のみではなく、行為者の属性あるいは情報開示のあり方（報道の在り方）・「どのような人びと」が「どのような文脈」で反応するのかによって決定されていくのであり、それはその過程を分析していくことによって初めて明らかになるとするならば、これらのことは容易に説明可能となる。

さらにこの視点を歴史的に拡張していけば、セクハラ・パワハラ・アカハラなどと呼ばれるものが、昔から存在していたにも関わらず、なぜ近年になって初めてそれが（公的に）告発される「逸脱カテゴリー」とみなされるに至ったのかも説明可能にしてくれる。

二つ目は（一つ目の論点と関連するのだが）、法執行機関による権力の執行の恣意性を説明することが可能となるという点である。法執行機関はさまざまな時期に、交通違反・賭博・麻薬取引・性風俗などに対する「撲滅運動」を展開する。この法執行機関の恣意性（ある意味気紛れといってもよい）によって、人は場合によっては平気で法の網の目をくぐることができ、場合によっては必要以上に厳格な法の執行の対象者となる。

またこのことは各種法執行機関が「犯罪件数が急激に増えている」事を示す根拠として出している統計的データの数値が、場合によっては「世の中が荒れていること」を示していないことをも説明してくれる。

例えば、岡田和也は、警察統計における平成11年から12年にかけての変化に関して「……法律制定および警察庁通達発出、それに伴う警察の方針転換により、ストーカー事案をはじめとした警察相談件数が増加し、未発覚であった事件等を『掘り起こした』ためと解釈できないだろうか」「この『掘り起こし』には、マンパワーが必要となる。つまり、警察官が多ければ多いほど、相談取扱件数の限度、および『掘り起こし』件数が増加する」という考え方を示したうえで¹²⁾、以下のように述べている。

平成12年から刑法犯認知件数は激増したが、それは犯罪「発生件数」が増加したのではなく、警察の対応が変化したことに起因していると考えられる。具体的には、通達等を発出して、警察に持ちこまれる困りごと相談等をすべて取り扱い、また、告訴等や被害届を積極的に受理するとともに、そのような警察の方針を広く国民に対してキャンペー

ンしたことによる¹³⁾。

最後に、上記の二つの命題から得られる最大の認識利得とは、逸脱（現象）を理解するなかで、「逸脱（排除対象）」カテゴリーをめぐる現実認識レベルと理論レベルでの整合性を獲得することができるということである。

É. デュルケームは、（彼がそれを明白に意図していたかどうかは分からないが）当初から聖なる存在をめぐる集団凝集性の源としての「逸脱」の「潜在的機能」機能を指摘していた。デュルケームは次のように述べている。

ある行為は、犯罪的であるから共同意識を傷つけるのではなく、それが共同意識を傷つけるから犯罪的だといわなければならない。われわれは、それを犯罪だから非難するのではなく、われわれが非難するから犯罪的なのである¹⁴⁾。

さて、ここに、外見上はかなり逆説的なひとつの結論が立ちあらわれてくる。だからといって、かんちがいしてはならない。犯罪を正常社会学の取り扱う現象のうちに分類すること、それは、もっぱら犯罪は人間のいかんともしがたい悪意に由来する遺憾ではあるが不可避的な一現象であることを意味するものではない。むしろ、それは、犯罪が公共的健康の一要因であり、およそ健康な社会にとっての不可欠な一部分をなしているということを確認するものである¹⁵⁾。

かりに聖人達からなる一社会を、すなわち模範的で非のうちどころのない僧院を想像してみよう。いわゆる犯罪というものは、そこでは起こらないかも知れない。けれども、俗人達には許容されるに違いない様々な過ちが、そこでは普通の法律違反が通常の意識に対して呼び起こすようなスキャンダルを生じることであろう。それゆえ、もしもこの社会が裁判と処罰の権力を持っているならば、それらの行為は、これによって犯罪的とされそのようなものとして扱われるに違いない¹⁶⁾。

すなわちデュルケームに言わせれば、人間が集団あるいは社会を形成しようとする限り、社会成員が一定の行為を「逸脱（犯罪的）」であると反応する・そして必要に応じて罰することは（その内容は「一般的な社会」と「僧院」とでは異なるかもしれないが）、

“「健康な社会」にとって不可欠なもの”なのであるということになる¹⁷⁾。

デュルケームの議論は、水津（2015）でも述べたように彼のなかの理想主義的な視点と機能主義的な視点のなかで矛盾をはらむものであったし、一元的なコンセンサスモデルを想定していたものであった¹⁸⁾。しかし、その一元的な社会観をとっばらい彼のいうところの「社会」を「社会的マジョリティ（≡自己の社会的地位によって武力と権力を与えられた集団）」¹⁹⁾と置きかえるならば、その議論はベッカーの論じるところとほぼ同じものになる。

ベッカーは、なにが「逸脱」であるかをきめる「規則」や「社会規範」と、それが適用される過程が、政治的産物であることを指摘したのであったが、このこととデュルケームの議論を重ねあわせて敷衍すれば「逸脱カテゴリー」が時代や異なる社会を通じて普遍的なものではなく、社会や時代によって異なる、という視点を徹底化することにつながる。ベッカーにしてみれば、世にマジョリティと（複数の）マイノリティが存在し、「社会的葛藤」が存在する限りにおいて“逸脱者”“逸脱的行為”とみなされるもの≡逸脱（排除対象）カテゴリーは生成され続けるのである。

このことから、「既存の犯罪（逸脱）とは社会の側の一つの恒常的な性向をさす概念にすぎないのであって、個々の行為内容から定義すべき概念ではない」という理論的な根拠をわれわれは初めて獲得することになる²⁰⁾。

すなわち、「犯罪≡逸脱（あるいは首尾よくレイベリングされた逸脱者）」とは、その十全たる意味において「社会的産物」である、という視点を得ることによって、犯罪・逸脱をめぐる「逸脱（排除対象）」カテゴリーの生成・付与に我々が日常的に関与していること、そしてそのこと自体に社会学の議論の照準をあわせるべきである、という分析の前提枠組みを社会学者は手に入れることができるのである。

3. ベッカーの提示した逸脱カテゴリーにみられる矛盾

「誤って告発された行動 (Falsely accused)」 「同調行動 (Conforming)」 「正真正銘の逸脱 (Pure deviant)」 「隠れた逸脱 (Secret deviant)」？

ここまでみてきたように、ベッカーによる『アウトサイダーズ』（一章）の議論は、その分量の少なさにも関わらず我々にとってさまざまな示唆を与えてくれるものである（たものであった）。そして実際レイベ

リング理論がその後さまざまに論じられていくなかで、彼の言明は（良くも・悪くも）時に教条的なかたちで大きな影響力を持ち続けることになる。

しかしながら、『アウトサイダーズ』（二章）にはいると、この論理的な一貫性はもろくも崩れていくことになる。その最大の要因となったのが、二章の始めにベッカー自身が提示した逸脱行動を分析するための図である。

	順応的行動	規則違反行動
逸脱と認定された行動	誤って告発された行動 (Falsely accused)	正真正銘の逸脱 (Pure deviant)
逸脱と認定されない行動	同調行動 (Conforming)	隠れた逸脱 (Secret deviant)

図1²¹⁾

この図は、ベッカー自身も認めているように後にさまざまな議論を生じせしめることになる〔当時は論敵であっただろうと想像される Merton の 1966 年の論文に、ベッカーによるものとしてまったく同様の図が掲載されていることから、この図の与えた当時の影響力の大きさを類推することができる〕²²⁾。

ちなみに彼は第二章を次のような文章から始めている。

本書における私の意図は、他者によって逸脱とみなされる行為だけが「真」の逸脱であるという事を論ずる点にあるわけではない。だが、これは重要な一側面であって、いかなる逸脱行動の分析に際しても、かならず考察の対象とされなければならない。この側面ともう一つの側面——ある行為が一定の規則に同調しているか否か——との組み合わせによって、逸脱の種類を区別する表記のようなカテゴリーを構成することができる。

これらのうち二つの類型はなんら説明を要しないであろう。同調行動とは単に規則に従い、しかも他者からそのように認定された行動のことである、これとは逆に、正真正銘の逸脱という行動類型は、規則に背き、しかも他者からそのように認定された行動である²³⁾。〔下線は筆者〕

問題はここに「隠れた逸脱」そして「正真正銘の逸脱」という言葉がみられることである。

水津 (2012) で論じたように、この「隠れた逸脱」と「正真正銘の逸脱」の区別が、レイベリングの恣意的適用 (セレクトティブサンクション) に関する、多く

の実証研究の理論的背景をなしていることは明らかである。例えば、白人と黒人が同数の「逸脱」を犯していたとしても、顕在化する割合が違うのではないかというわけである〔筆者はこのような趣旨の実証主義的な論文の意義を否定するものではない〕。

しかしこの議論は明らかに前述の議論と矛盾しないだろうか。なぜならば「正真正銘の逸脱」「隠れた逸脱」という概念が区別して用いられていること、「顕在化」しない「隠れた逸脱」が存在していると想定していること自体が、反作用側の反応とは無関係に、“実体”としての本当の「逸脱」が存在していることを暗に意味しているからである。

この様にベッカーの議論のなかでは、「正真正銘の逸脱」あるいは「ラベル (レッテル) を貼られる ≡ 逸脱と認定される」という言葉をめぐって相反する〔少なくとも〕二つの概念が混用されているということができる。

M. ポルナーは、この混乱に関して次のように指摘している

この多義性は、ベッカーがレイベリングプロセスの性質を述べるための、“行為者”と“逸脱”との関係に関する二つのまったく異なったモデルを同時にそして混乱させたまま用いたことに始まっている²⁴⁾。

そしてこの二つのモデルを彼は、逸脱に関する「常識的モデル (Common-sense model)」「社会学的モデル (Sociological model)」と呼び、次のように続ける。

- 1) ベッカーの研究のなかには、社会 (community) と“逸脱”のあり方との間の関係に関して二つのモデルがある。一つは、逸脱に関する常識的モデルであり、もう一つは社会学的モデルである。
- 2) それぞれのモデルは、レイベリングプロセスが意味するものに関する異なった理解のあり方を提供するものである。
- 3) ベッカーはこれら二つのモデルの関係性を混同しており、結果として、折に触れ、逸脱に関する社会学モデルの一部として常識的モデルが提示されている²⁵⁾。

以下では、ポルナーの議論をリファレンスしながら、一章と二章のあいだにみられる (そしてその後もさまざまな議論を引き起こした) 逸脱概念の矛盾に関してみていきたい。

3. 1 逸脱に関する「常識的モデル」とは

ポルナーによれば、逸脱の「常識的モデル（モデルⅠ）」とは次のようなものである

便宜上、逸脱の常識的な経験を含意し、前提としている関係性モデルをモデルⅠと呼ぶことにする。モデルⅠは、共同体の反応とは無関係に存在している一定の行為を逸脱として扱う。それは暗黙のうちに、ある行為群に対して、それらが“逸脱”であるがゆえに、特別な方法で反応する（反応すべきである）と仮定している。すなわち、あなたや私がたまたまその行為を逸脱とみなしたという事実によるのではなく、一定の基準によって“逸脱”であると定義されるのである²⁶⁾。[下線は筆者]

ベッカーが図1で示した「隠れた逸脱」と「正真正銘の逸脱」の区別も、この逸脱に関する「常識的モデル」が前提となって初めて可能であるということが出来る。「隠れた逸脱」と「正真正銘の逸脱」の区別があり得るならば、本当（real）の逸脱が存在しているはずであり、必然的にそれを独断的に設定する一定の基準と主体（それが法や統制に関わる集団であろうが、マスコミであろうが）が想定されることになる。

モデルⅠによるラベリングの定式化は、社会の他の構成員がそうみなしていないのにも関わらず、常識的な行為者 [common-sense actor]（あるいは社会学者）が、ある行為を本当の（really）そして現実に（actually）の逸脱であるとみなすことができる、というおかしな事実を説明する手段を与えてくれる。これからみていくように、ラベリングプロセスの果たす役割に関するモデルⅠによる理解の仕方は、法システムの活動と（実際に）法律を破ることの間にある関係性をどのように理解するのかについて、逸脱に関する社会学概念固有なあり方に適合的であるというより、社会の構成員のそれの方に近いものである²⁷⁾。[下線は筆者]

ベッカーの提示する図1は、ポルナーの指摘通り「逸脱（現象）」といかなるものなのか、というカテゴリー設定の次元において、それが特定の主体による既存の基準によって定義づけられていることを与件のものとしていたことになるのである。そうであるならば「逸脱（現象）」カテゴリーの中身は社会的反作用のいかに関わらず、その中身は「客観的」にきまっているということになってしまうことになる。これは一章

の議論から導き出される命題Ⅰ・Ⅱ、そしてそこからひきだされる認識利得と大きく矛盾してしまう。極端な言い方をすれば、図1の示す内容は、「社会病理学」以降逸脱・社会問題研究が引きずっていた本質論（原因内在論）への回帰とも読めてしまうのである。

水津（2012）で論じたように、レイベリング理論は体制内化していく機能主義的社会学や硬直したマルクス主義的社会学に対抗すべく登場してきたのであった。そしてベッカーらが問題にしたのは、社会学者たちが暗黙の内に、その主体として既存の中産階級的・体制内の常識を設定していた【結果として管理する側のモデルに寄与してしまっている】ということであったはずである。その主張が妥当であったかどうかは別として、レイベリング理論は社会的弱者の視点に立ち、体制側の価値観に基づいた既存の逸脱分析に対する批判理論として登場した（議論として注目された）はずではなかっただろうか？しかし、ここではベッカーの立ち位置は大きく後退してしまっているようにみえてしまう。

3. 2 逸脱に関する「社会学モデル」とは

これに対し、「社会的」モデルは逸脱に対するまったく異なった認識上の視点をその基礎においている。すなわち、「逸脱」現象の本質は逸脱者やその行為の属性に本質的に備わっているものではなく、「それを解釈する私たち自身の態度のなかにこそ潜んでいるのだ」という視点である。

逸脱をモデルⅡのもとで理解するならば、或る一定の行為が逸脱と「ラベル付け」される一方で、他の逸脱行為がそのようにラベル付けされないという意味においてのみならず、さらには、そもそもなんらかの規則違反、あるいは逸脱と裁定されることをめぐるまさにその可能性をも、ラベリングプロセスが逸脱に関する個々の決定事項を構成しているのである。

……モデルⅡのパースペクティブからみるならば、属性の中に書き込まれているものなのではなくて、属性のなかに作り込まれるものなのである。どちらかといえば、それらは成し遂げられた創造物なのであり、いわばそれらに対する反応なのである²⁸⁾。

A. シュッツやP. L. バーガーが主張したように我々は、ある有意性の体系にもとづいて類型化された〈知識〉を用いて対象を認識している。

フッサーがすでに明らかにしているように、われわれは日常生活の前科学的な思考において、世界をはじめから類型性という様態のもとで経験している。我々に対して独自の相のもとに与えられている独自の対象や出来事は、或る類型的な親密性と前-直接性の地平の内部で独自のものとして或るのである²⁹⁾。

しかし、同時に類型化された〈知識〉とは、それを執行するなか (自己対自己も含めた相互作用のプロセスのなか) で初めて認識枠組みとして有効なものとなる。我々は「イヌ」とは何かについて“知って”いるし、ある対象を「イヌ」であると認め・それに適した対応をとることはできる (例えば頭をなでる等) が、それを (「イヌ」というカテゴリーの内実を) 客観的に言葉を尽くして語ろうとするととたんにある種の困難性におつかることになる。

したがって、「逸脱」現象とは、ある共同体内に共有された類型化された〈知識〉の一部である「逸脱 (排除対象) カテゴリー」が、ある対象に付与されることによって初めて生じる・のである (ポルナー流に言えば「属性のなかに作り込まれる」のである)。この「社会学的」モデルにおいて、逸脱は「それを通して (逸脱が) 存在可能なものになる種々の反応や結果から構成されている」³⁰⁾ のであり、「ある共同体によって『逸脱』であると反応されることによって創られ維持されている」ものとしてとらえられるのである。これは、徹底して逸脱現象の生成を解釈側 (反作用側) のなかに見いだし、逸脱定義の相対性を主張していることになる。

このような、「社会学的」逸脱モデルにしたがえば、ベッカーの図式は図2のように修正され、先の議論の前提となっていた「隠れた逸脱」は理念上存在しないことになる。

逸脱であると把握される (Perceived as deviant)	逸脱
逸脱だと把握されない (Not perceived as deviant)	逸脱ではない

図2³¹⁾

図2にしたがうならば、この文字どおり「逸脱であるとレイベリングされたものが、逸脱である」「逸脱であるというレイベリングがされない限り、逸脱現象は生じていない」という意味においてベッカーの犯し

た論理的な矛盾は回避されることになる。

ただし、逸脱 (排除対象) カテゴリーの生成・適応に関して実際の分析を進めるうえでは、認識論レベルと実践的レベルでの区別などより注意深い分析態度が必要となってくるだろう³²⁾。

小括

ここまでベッカーの『アウトサイダーズ』(一章・二章)の内容を確認しながら、その議論がもたらした認識利得と議論のなかに含まれている矛盾を指摘してきた。最初にもふれたように、この問題は「逸脱論」の議論を試みた多くの論者が既に指摘してきたことでもある。例えば田中は次のように述べている

じつはベッカーの立場が、それほど徹底的で破壊的ではなく、むしろかなり折衷的であったことも既によく知られている。〈中略〉ここでベッカーは、すでに述べたような破壊的な帰結を避けて、再び、失われた行為の内在的性質 (行為そのものに備わっている性質) を部分的に呼び出し、取り戻そうとしている³³⁾。

そしてこの問題は、社会問題の構築主義における「オントロジカルゲリマンダリング (ontological gerrymandering)」の問題として語られていくことになる。本稿において、これまでさまざまに論じられてきたこの種の諸議論にこれ以上踏み込むことはしない。

確認しておきたいのは、ベッカーの議論のなかに、その後「逸脱論」や「社会問題論」に引き起こされる、倫理的・方法論的 (認識論的) 問題の萌芽がすでにビルトインされていたこと、そしてそうだとするとベッカーの議論のなかに一定の認識利得を見出すことができるということである。

「逸脱論」や「社会問題論」において倫理的・方法論的 (認識論的) 問題は、確かに看過することにはできない大きな問題である。それは例えば調査方法論の在り方に対してと同様、社会学者が理論を組み立てることのみ安住せず、真摯に対面すべき対象者から「社会的リアリティ」を組み立てるべきであるという態度を有する限り、ある意味逃れ得ない問題でもある。

しかし我々社会学者は (実践家・運動家でもなくルポライターでもないとするならば)、シュッツが指摘するように一次的構成概念と二次的構成概念のはざままで作業を続けなければならないのであり³⁴⁾、そうであるとするならば上記の問題に簡単な解はないだろう。

これらのことを踏まえたうえで、筆者はグラウンドセオリーが求めるような論理一貫性を得られないとしても、現実に迫るべくさまざまな議論を進めるなかで獲得した認識利得を手放す必要はないと考える。もしその分析ツールと分析結果が一定の社会科学的妥当性を持つものであるならば、その限界を踏まえ・一定の禁欲を保ちつつ「社会的リアリティ」を記述・分析していくことの方が重要なのではないだろうか³⁵⁾。

むしろ、先にも指摘したように多元的現実が共存する現代社会において、無自覚に「完全に矛盾しない論理一貫性」のみを追い求めることは、場合によっては自らを神であると自認することにつながりかねない。そして、そのような社会学の在り方以外を認めないことは社会学にとって (A. コントの時代への) 退化を意味するのではないかと考える。

註

1) 水津嘉克 2012「逸脱 (排除対象) 分析枠組みとしての『レイベリング理論』の整理・再検討-1-」, 『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』(63) pp.185-192.

2014「逸脱 (排除対象) 分析枠組みとしての『レイベリング理論』の整理・再検討-2- —社会的相互作用過程としての『レイベリング』—」, 『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』(65) pp.95-104.

2015「逸脱 (排除対象) 分析枠組みとしての『レイベリング理論』の整理・再検討-3- —逸脱 (排除対象) カテゴリーとは—」, 『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』(66) pp.87-97.

以下では2012年の拙稿を水津 (2012), 2014年の拙稿を水津 (2014), 2015年の拙稿を水津 (2015) として用いることにする。

2) 議論をいきなり構築主義へと拡張すると、そもそも何が問題であったのかあり続けているのか、がみえなくなってしまう可能性がある。したがって、本稿ではあえて議論に限定をかけることにする。

3) H. S. Becker 1973 *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, = 2011 村上直之 (訳) 『完訳アウトサイダーズ ラベリング理論再考』, pp.1-36, 現代人文社. なお村上氏による (訳) は、1978年度版もあるが、本稿では基本的に2011年度版を参照する。

4) B. K. Malinowski 1926 "Crime and Custom in Savage Society" = 1967 青山道夫 (訳) 『未開社会における犯罪と慣習 付 文化論』 p.70, 新泉社.

5) H. S. Becker 1973 = 2011, pp.7-8.

6) 同上 p.16.

7) 同上 pp13-14.

8) 水津 (2015) p.91.

9) J. Young "The Exclusive Society Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity" 青木・伊藤・岸・村澤 (訳) 『排除型社会』, 洛北出版, 1999 = 2007, pp.233-234. また宝月は (宝月 誠 1990 『逸脱論の研究』, 恒星社厚生閣.) において次のように指摘している。

ベッカーが逸脱定義の相対性を強調した一つの根拠は、現代社会やコミュニティにおいて人びとの間での逸脱観が多元的であるという認識に基づいている。(宝月 1990 p.54)

10) 筆者的に言うならば、「逸脱 (排除対象)」カテゴリーの生成と付与の過程を分析する、ということになる。

11) 「道徳的絶対主義」をある意味意図しない形で脱構築していったのは、シカゴ学派の研究者たちであったし、それをうけてマートンは社会問題を「社会的標準」と「社会的現実」とのあいだのギャップに見出そうとした。R. K. Merton "Sociological Problem and Sociological Theory," in R. K. Merton and P.A. Nisbet (eds.), *Contemporary Social Problems, 2nd ed.*, (New York: Harcourt Brace), 1966 = 1969 森 東吾 (他訳) 『社会問題と社会学理論』『現代社会学大系13 マートン 社会理論と機能分析』 p.409-471, 青木書店.

いまや、社会問題は、社会の現状と、その社会の重要な機能を果たす集合体が、空想の上ではなくもっとと真実にこうあって欲しいと望んでいる状態との間の食い違いとして確認された。この食い違いの程度は標準の向上と社会状態の悪化と、そのうちの一つ、あるいは双方の影響によってきまってくる。そこで、比較的高い水準の物質的生活をもち文化的価値が急速に進んでいる社会が、それにもかかわらず、そこにすんでいる人たちの目からみて、実際にはそれほど物質的の富もなく文化的業績もない社会に比べて、それよりも多くの問題を背負っている事実を知っても、なにも矛盾した話ではない。(Merton 1966 = 1969 p.419)

またこの点に関しては、徳岡秀雄 1997 『社会病理を考える』 pp24-28, 世界思想社. も参照。

12) 岡田和也 2006 「警察統計」 浜井浩一 (編著) 『犯罪統計入門 犯罪を科学する方法』 pp.63-64, 日本評論社.

13) 同上 p.64.

- 14) É. Durkheim 1893 (1960) “De la division du travail social –Étude sur l’organisation des sociétés supérieures” = 1971 田原音和 (訳) 『社会分業論』 p.8, 青木書店.
- 15) É. Durkheim 1895 ”DE LA MÉTHODE SOCIOLOGIQUE” = 1978 宮島喬 (訳) 『社会学的方法の規準』 p.152, 岩波文庫.
- 16) É. Durkheim 1895 p.155.
- 17) 土井隆義 1995 「聖と犯罪：デュルケム犯罪論の再検討」『社会学ジャーナル』 (20) pp.31-45. など参照.
- 18) 水津 2015 p.88.
- 19) H. S. Becker 1973 = 2011 p.16.
- 20) 大村英昭 1986 「犯罪の潜在的機能 (E・デュルケム)」, 作田啓一・井上 俊 (編) 『命題コレクション』 pp.194-199 (p.199), 筑摩書房. 大村の議論はベイトソンによる論理階梯の違いの議論にまで及ぶがここでは踏み込まない. G. Bateson 1979 “MIND AND NATURE” = 2001 佐藤良明 (訳) 『精神と自然 生きた世界の認識論 改訂版』 pp.168-169, 新思索.
- 21) H. S. Becker 1973 = 2011 p.17. また H. S. Becker 1963 (1973) “Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance,” p.20 (The Free Press and colophon are trademarks of Simon & Schuster Inc.). の表も参照している.
- 22) R. K. Merton 同上. p.448.
- 23) H. S. Becker 同上 p.17. なおベッカー自身はこの分類に関して後に「レイベリング理論再考」のなかで一定の修正・再考を加えている。Howard S. Becker 1973 = 2011 村上直之 (訳) 『完訳アウトサイダーズ レイベリング理論再考』, pp.173-200.
- 24) M. Pollner 1974 “Sociological and Common-sense Models of the Labelling Process” Roy Turner (ed.) ETHNOMETHODOLOGY, pp. 27-40 (p.27).
なおボルナーによる議論の概略は、中河氏によって既に示されているところである。中河伸俊 1999 『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』, p.303, 世界思想社. 参照.
- 25) M. Pollner p.27.
- 26) 同上 p.29.
- 27) 同上 p.32.
- 28) 同上 p.32.
- 29) A. Schutz 1973 “Collected Papers I: The Problems of Social Reality”, = 1983 渡部光・那須 壽・西原和久 (訳) 『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻 社会的現実の問題 [I]』 p.123, マルジュ社. P. L. Berger & T. Luckmann 1967a-a “The Social Construction of Reality A Treatise in the Sociology of Knowledge” = 2003 山口節郎 (訳) 『現実の社会的構成 知識社会学論考』, 新曜社. の pp.74-140 「制度化」参照.
あるいは
- 30) M. Pollner 同上 p.32.
- 31) M. Pollner 同上 p.37.
- 32) 水津 2015, 水津嘉克 1996a 「社会的相互作用における排除」『社会学評論47号』 pp.335-349, 日本社会学会. 水津嘉克 1996b 「象徴的排除と同調的排除 ～相互作用場面における「排除」維持の一側面～」『ソシオロギス』 (20) pp.128-140, ソシオロギス編集委員会.
- 33) 田中耕一 2006 「構築主義論争の帰結 —— 記述主義の呪縛を解くために」『新版 構築主義の社会学 実存論争を超えて』 pp.214-238 (p.215), 世界思想社.
- 34) A. Schutz 1973 pp.47-172. 「社会科学方法論」他 参照.
- 35) 例えば主に量的な分析手法を解説する書籍のなかで、ポーシュテッドとノーキは以下のようなことを記している。
G. W. Bohnstedt and D. Knoke 1988 “Statistics for Social Data Analysis 2nd. ed.” = 1990 海野道朗・中村 隆 (訳) 『社会統計学 学生版 社会調査のためのデータ分析入門』, ハーベスト社.

このような分析的な抽象化は、あらゆる社会理論にあてはまるという点が肝心である。タルコット・パーソンズの行為理論のような、詳細な説明を伴う壮大な仮説構成体さえ、研究すべきほとんど無限の現象の中から、ごく一部だけに焦点を当てているのである。このような制約をすると、社会的行動の忠実な描写が妨げられると思うかもしれない。しかし、この制約のおかげで、研究の過程が遂行可能になっているのである。また、この制約は科学が芸術と違う理由のひとつである。芸術は現実をより一層完全に表現しようとする (Bohnstedt and Knoke 1988 p.2)